

# 重量超過によって 道路が受けているダメージは、 あなたの想像を超える

道路を守るため、車両の大きさや重さの上限が決められており、上限を超える車両は特殊車両通行手続きが必要です。例えば、軸重20トン車が道路橋の劣化に与える影響は、基準値の軸重10トン車の約4,000台分に相当します。悪質な違反車両が公共の道路の劣化を早めていますので、ルールを守って適正な大型車両の通行をお願いします。

安心して  
荷物を  
届けるために



**荷主さん**  
無理な時間指定や  
急な荷物の  
増量などはせず、  
適切な輸送依頼を。



**運送事業者さん**  
車両の通行に  
必要な  
特殊車両通行申請を。



**ドライバーさん**  
許可証や回答書を  
携行し、あらかじめ  
通行経路などの  
確認を。

早い、簡単、便利な「特殊車両通行確認制度」の活用を！

10月は「大型車通行適正化推進月間」

— 重量違反車両等の取締りを強化しています —

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



連絡協議会SNS  
(特車情報X)



大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

○関係企業団体

- ・一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・一般社団法人 東京都トラック協会
- ・一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・一般社団法人 埼玉県トラック協会
- ・一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部
- ・埼玉クレーン協会

○関係行政機関

- ・警視庁 交通部
- ・千葉県警察本部 交通部
- ・神奈川県警察本部 交通部
- ・埼玉県警察本部 交通部
- ・国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・国土交通省 関東運輸局 自動車検査指導部
- ・国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

○道路管理者

- ・国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・千葉県 県土整備部
- ・東京都 建設局 道路管理部
- ・神奈川県 県土整備局 道路部
- ・埼玉県 県土整備部
- ・千葉県 建設局 土木部
- ・川崎市 建設緑政局 道路河川管理部
- ・横浜市 道路局 道路部

- ・相模原市 都市建設局 土木部
- ・さいたま市 建設局 土木部
- ・東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・中日本高速道路株式会社 東京支社 保安・サービス事業部 川崎道路管制センター
- ・中日本高速道路株式会社 東京支社 保安・サービス事業部 八王子道路管制センター
- ・首都高速道路株式会社 保安・交通部

# 「特殊車両通行確認制度」なら 柔軟・迅速に対応できます！

## 従来の「特殊車両通行許可制度」との違いはココ！

### 早い

オンラインで、  
回答書の  
入手まで即時完了

手数料の支払いも  
オンライン決済

### 簡単

通行可能な経路を  
自動検索※1

わかりやすいマニュアル  
や操作説明動画あり

フリーダイヤルで  
オペレータが教えてくれる！

### 便利

道路事情に応じて  
柔軟な経路選択が可能

発行済み回答書への  
経路追加が可能※2

車両登録から経路検索まで  
無料お試しが可能

※1 検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます ※2 経路追加は10kmあたり100円の手数料がかかります



## まずは、車両登録と経路検索を無料でお試ください！

※車両登録手数料を払わなくても経路検索のお試しができます(回答書は発行されません)。

### 車両登録

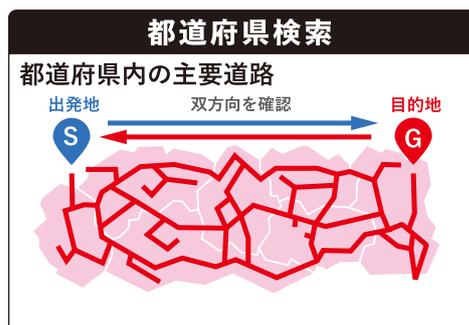
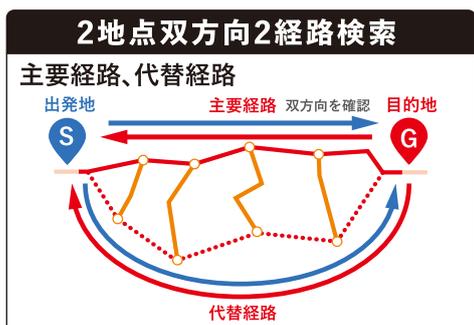
● 新規登録時の入力情報 ▶ 車両情報 / ETC2.0車載器情報 / 重量記録の保存方法

車両登録手数料：1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要

### 経路確認

● 経路確認車両を選択 ▶ 積載貨物情報の登録 ▶ 経路検索方法を選択 ▶ 起終点を入力

[ 経路検索方法は以下の2通りから選択(ウェブ上に地図表示) ]



or

※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能 ※確定(手数料支払い)前なら、何度でも無料で再検索可能



通行可能経路を自動検索し、即時回答

### 回答書発行

● 検索した経路が通行可能であると確認できたら、手数料のオンライン決済で確定

2地点双方向2経路検索：確認1件につき 600円

都道府県検索：確認1件につき 1~4県まで 400円/県、5~14県まで 300円/県、15~47県まで 200円/県

電子データによる「回答書」(1年間有効)の発行

### 通行

「回答書」(印刷または電子データ)を  
携行して、確認した経路を通行

「特殊車両通行確認制度」について、  
詳しくは「特車登録センター」へ  
[www.tks.hido.or.jp](http://www.tks.hido.or.jp)

